

景品表示法への課徴金制度の導入の検討の主な経緯

主な経緯①

○平成20年3月

景品表示法上の不当表示に対する課徴金制度の導入を含む独占禁止法及び景品表示法改正法案(別紙1参照)を国会に提出(廃案)

○平成20年9月

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案を国会提出(平成21年5月成立)

⇒ 景品表示法上の不当表示に対する課徴金制度の導入については、被害者救済制度の総合的な検討を実施する際にあわせて検討することとされ、この法案には盛り込まれず。

○平成21年6月

消費者庁及び消費者委員会設置法附則

6 政府は、消費者庁関連三法の施行(平成21年9月1日)後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

○平成23年10月

「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」の設置(平成25年6月まで計18回開催)

主な経緯②

○平成25年6月

「行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策について」(「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」報告書)

⇒ 「民事訴訟手続によっては事業者の不当な収益を剥奪できず、消費者裁判手続特例法案が成立したとしても、事業者にやり得が残り、同様の行為(不当表示)がなされる可能性があるため、こうしたやり得を剥奪して事業者が不当表示を行うインセンティブを奪うことにより不当表示を抑止することを目的とした賦課金制度の導入の意義・必要性は、なお認められる」との指摘。

○平成25年12月9日

食品表示等問題関係府省庁等会議(第2回)において、景品表示法違反事案に対する課徴金等の新たな措置の検討を含む食品表示等適正化対策が決定(別紙2参照)。

⇒ 同日、内閣総理大臣(消費者庁)から消費者委員会に対し課徴金制度等の在り方について諮問(別紙3参照)。

○ 制度の趣旨・目的

違反行為者の「やり得」を防止することを通じて、不当表示に対して十分な抑止力が担保されるようにするため、不当表示を行った事業者に対して課徴金の納付を命ずる制度を導入する。

○ 課徴金の要件

(1) 対象となる不当表示

優良誤認及び有利誤認(指定告示規制及び不実証広告規制は含まれない)

(2) 主観的要件

故意または重過失

(3) 規模基準

算定された課徴金額が三百万円未満(対象商品等の売上額が1億円未満)である場合には課徴金の納付を命ずることができない。

景品表示法改正法案(平成20年)の概要②

○ 課徴金の算定方法

算定式		不当表示の対象となった商品等の売上額×算定率
売上額	(対象商品・役務)	不当表示に係る商品や役務の対価の額の合計額
	(売上額算定の始期)	不当表示を開始した日
	(売上額算定の終期)	消費者の誤認がなくなる日
	(対象期間)	3年
算定率		3%
除斥期間		5年

○ 課徴金納付命令手続

(1) 手続保障

・事前手続

行政手続法上の不利益処分に係る弁明の機会の付与の手続に則る。

・事後手続

公正取引委員会による審判制度において課徴金納付命令の当否を争うことができる。

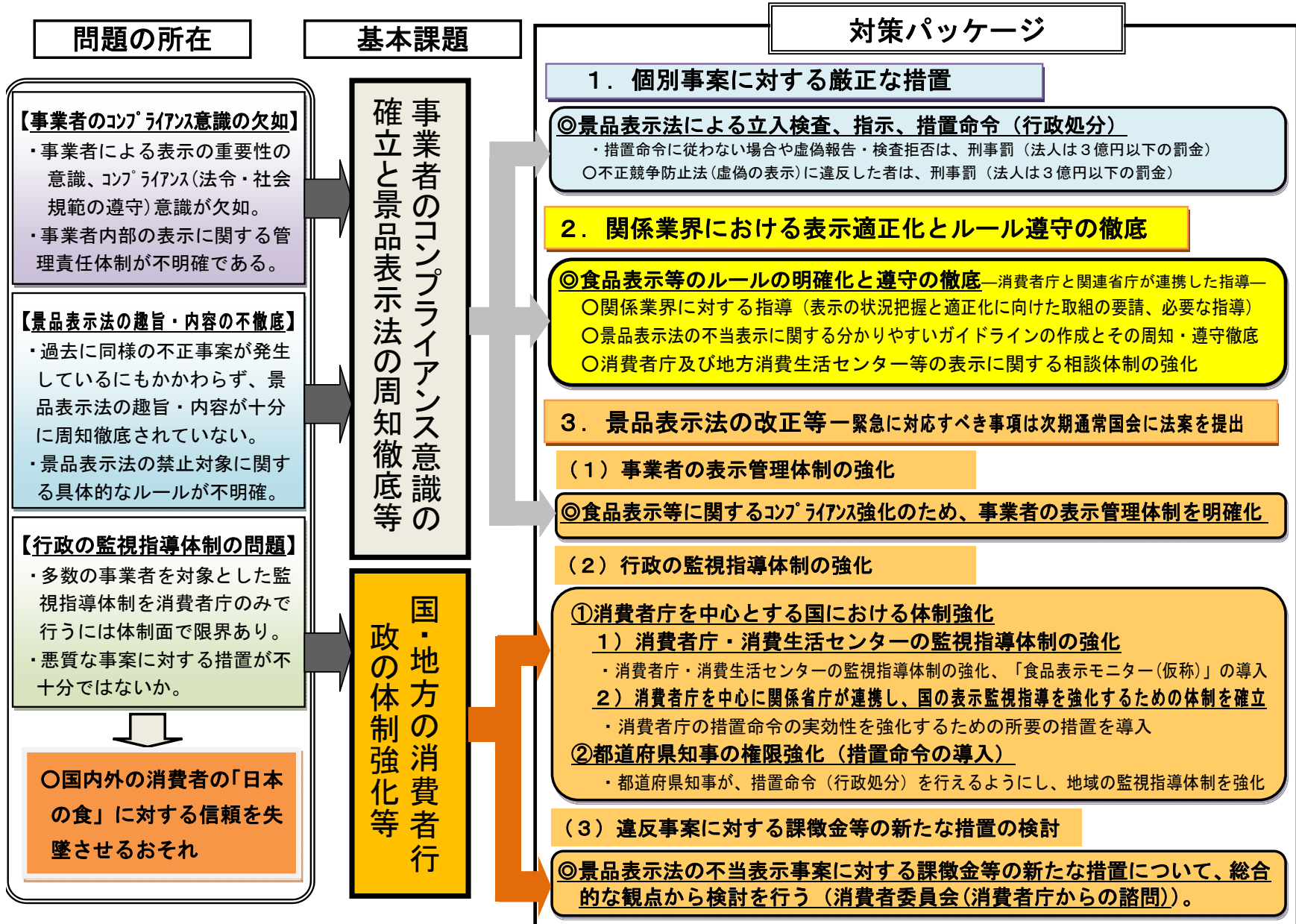
(2) 徴収手続

国税滞納処分の例による。

○ 納付金の用途

納付された課徴金は国庫に繰り入れされる

「食品表示等適正化対策」の概要

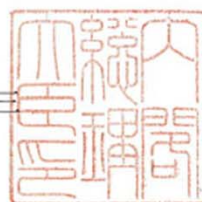


「日本の食」に対する国内外の消費者の信頼を回復

消制度第201号
平成25年12月9日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



諮 問 書

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）第6条第2項第2号（同項第1号ハ）の規定に基づき、下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について